

たからまちづくり協議会旅費支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、たからまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の旅費について必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 協議会の役員が会議等の用務のために出張したときは、旅費を支給する。ただし、上宝支所管内の出張または別に旅費が支給される場合は、前記の規定にかかわらず、支給しない。

2 旅費、用務の状況その他により、この規程によりがたい場合は、あらかじめ協議のうえ別段の取扱いをすることができる。

3 この規程において、役員は、たからまちづくり協議会規約に定める会長、副会長、理事、委員長、副委員長、委員及び事務局長をいう。

(旅行申請書)

第3条 出張しようとする者は、あらかじめ旅行申請書（様式1）を事務局長に提出し、承認を受けるものとする。

2 事務局長が出張しようとする場合は、前項の規定にかかわらず、会長に承認を受けるものとする。

(旅費の種類、金額)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、車賃及び宿泊料とする。

2 前項の旅費は、別表に定める金額とする。

(旅行の報告)

第5条 出張を終了した者は、第3条の承認者に対し、旅行報告書兼領収書（様式2）により、出張が終了した旨を速やかに報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	金額	備考
鉄道賃	実費	旅客運賃に急行料金または特急料金並びに座席指定料金を加算する。
車賃	実費	公共交通機関
自家用車		1 km当たり37円
宿泊料	実費	10,800円を限度とする。

(様式 略)